

気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ



- 困難を抱える子ども・若者、子育て家庭が支援につながりにくいという課題に対し、状況が深刻化する前に早期に発見して支援につなげるために、関係者の連携体制を充実・強化します。
- 本市では、妊娠期から青年期までライフステージごとに、多岐にわたる支援や教育を行っています。すべての子ども・若者を対象とする施策・事業のそれぞれがプラットフォームであることを認識し、個々の家庭の困りごとに気づき、当事者のニーズや課題を受けとめ、必要な支援につなげていかなければなりません。

柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進

主な施策

産前・産後母子支援事業から学齢期への接続を含めて、関係機関と連携・協働しながら切れ目ない支援の充実をめざします。

保健・福祉・医療等の様々な関係機関がそれぞれの機能を最大限に活用し、早期発見、早期対応のための気づき・受けとめ・必要な支援につなぐ基盤強化に取り組みます。

- 安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援(利用者支援の充実)
- 訪問による相談事業
- 健診後の支援のための相談事業
- 子育て支援センター事業の充実
- 保育所・幼稚園等での相談

柱2 学校をプラットフォームとした取組の推進

主な施策

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全校に配置し、学校教育に関する悩みや問題を抱える児童生徒とその保護者・担任に対する相談支援を行います。

社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒が抱える課題に応じて、関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

- 学校教育相談センターにおける相談体制の充実
- 小学校・中学校での相談の充実
- 相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組
- 就学支援相談の実施

柱3 切れ目ない相談支援の充実

主な施策

子ども家庭総合支援拠点、生活困窮者自立支援制度の活用や、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域団体等との連携により、切れ目ない相談支援を充実していきます。

家庭の生活困窮などの困難は把握することが難しいことから、地域子どもの家・児童館・放課後児童クラブ等の市の事業や地域で活動するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)などの関係機関との連携により支援が必要な世帯を把握し、つなげていく取組を推進します。

- 母子保健からの児童虐待予防及び早期対応
- 子ども家庭総合支援拠点の運営
- 放課後児童健全育成事業
- 福祉総合相談支援の充実
- 地域での相談・連携の取組(民生委員児童委員、主任児童委員との連携)



- 子どもの心身の健康や障がいに関する相談・支援について、施策を推進します。
- 経済的な理由からためらうことなく、子どもが必要なときに必要な医療が受けられるよう、小児医療費助成の対象者を中学生まで拡大しました。障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもとその保護者には、より一層配慮した対応が必要なことから、障がいや発達に関する相談窓口について関係機関に周知をするとともに相互の連携を深め、保護者が躊躇することなく相談ができるよう取り組んでいきます。

柱1 子どもの医療への受診支援

主な施策

すべての子どもたちが必要な医療サービスを安心して受けることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費の助成により、子どもの健康増進と子育て家庭の医療費に係る経済的負担を軽減するとともに、長期にわたる療養が必要な子どもを支援するため、各種医療費助成制度や対策事業の周知及び利用促進を図ります。

- ひとり親家庭への経済的支援(医療費助成)
- 小児医療費助成事業
- 育成医療給付事業
- ふじさわ安心ダイヤル 24

柱2 障がい児等の相談・支援の充実

主な施策

障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが相談・支援につながらないことにより、子どもの発達への理解、対応が遅れるとともに、養育者のストレスが高まることから、子どもの養育に影響を及ぼす場合があることから、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもの早期発見と適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化に取り組めます。

- 子ども発達相談の充実
- 障がい児支援サービス
- 特別支援保育事業
- 「育てにくさ」を感じている親への支援

障がいのある子どもや若者が、身近な地域で安心して生活できるよう、障がい児通所支援事業所や関係機関と連携して支援の質の確保に努め、障がい児が適切なサービスを受けられるよう障がい児福祉の向上を図ります。



市内4か所にある子育て支援センター(柱 1-1)



地域活動の一貫として CSW が子育て支援センターを訪問(柱 1-3)